

令和02年（2021年）3月末日までに設備投資を
検討しているみなさまへ

**「中小企業等経営強化法」に係る支援措置
「機械及び装置」「器具及び備品」
投資に係る税制の特例
ご利用の手引き**

2019年（令和元年）06月

初版：平成30年（2018年）04月

（一社）日本表面処理機材工業会

はじめに 「中小企業等経営強化法」について

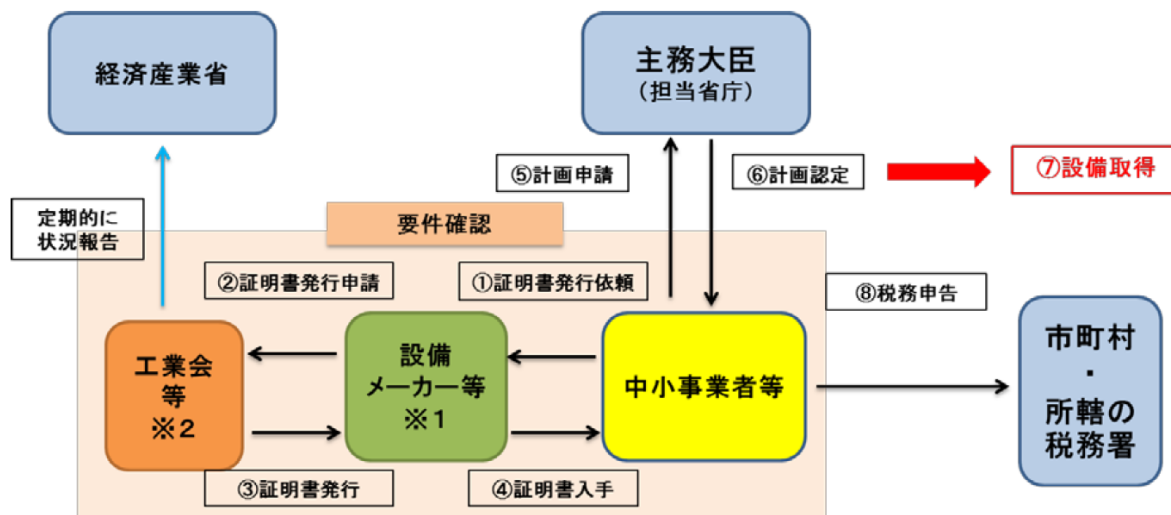
平成 28 年 7 月 1 日に施行された中小企業等経営強化法は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取組を支援するための措置等を講じるものです。

この支援を受けるには、各事業者は、事業分野ごとに指針策定された内容に基づき、自社の経営力を向上するために実施する計画を策定し、主務大臣（経済産業大臣の場合、所管の経済産業局）に申請します。そして大臣から認定を受けた場合、認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置は3年間、固定資産税の課税標準が軽減され、その他、様々な金融支援などが受けられるようになりました。

固定資産税の特例については、これまで機械装置に限定されていましたが、平成 29 年度税制改正において、サービス業を中心とする中小企業の一層の生産性向上を図る観点から、対象設備の種類を器具備品、工具、建物附属設備等に拡充することとなりました。（30 年度末まで）。その後、令和 02 年度（2020 年度）末までの制度延長となりました。）同時に、法人税・所得税に係る措置として、「中小企業経営強化税制」が創設され、従来の工業会等による証明書に加え、投資計画について経済産業局の確認を受けた上で経営力向上計画の認定を受けた設備についても対象になります。また、設備の種類が増えることに伴い、経営力向上計画における経営力向上設備等に関する記載事項も変わることになります。

なお、平成 26 年 2 月から創設された生産性向上設備投資減税は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止され、中小企業投資促進税制の上乗せ措置は、「中小企業経営強化税制」に改組されました。

中小企業等経営強化法申請の流れ



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

ここでは経営力向上設備等に係る要件を満たす設備に関する証明書発行の手続きを紹介します。中小企業等経営強化法の申請方法等は中小企業庁ホームページからご覧下さい。

新たな機械装置の投資に係る税制支援の概要

本法の計画申請を行う事業者が、新たに機械及び装置「表面処理（電着塗装を含む）装置及び付帯設備及び「排気装置及び造排水処理設備 等」（塗装を除く）」及び器具及び備品「分析装置、加熱冷却装置、ろ過装置、ポンプ、や測定機器など」を取得し、当該設備が一定の要件を満たせば、証明書を発行します。

事業者は、本証明書を添付して経済産業大臣（経済産業局）に計画申請し、その計画が認定されれば、計画認定された（証明書が添付されたもの）設備投資については、即時償却または税額控除 10%（資本金 3,000 万円以下の法人または個人事業主／資本金 3,000 万円以上の場合は 7%）、固定資産税が 3 年間、半分に軽減されます。

1. 機械及び装置

16 金属製品製造業用設備（機械及び装置の耐用年数表から抜粋）

（その他のめっき又はアルマイト加工設備、金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備（めっき又はアルマイト加工設備）、プレス、釘抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備（めっき又はアルマイト加工設備））

・表面処理装置

「電気めっき装置、無電解めっき装置、アルマイト加工装置、電着塗装装置 等
ただし一般塗装は含まない。」

・表面処理装置の付帯設備

「排気設備、造水設備、排水処理設備 等」

2. 器具及び備品

・表面処理加工で使用する器具及び備品

「加熱冷却器、整流器、電源装置、制御盤、ろ過器、ポンプ、分析機器、測定機器 等」

✓ 対象となる中小企業等

○資本金もしくは出資金が 1 億円以下の中小企業

○資本金等を有しない法人のうち、従業員数 1,000 人以下の法人や個人事業主等

✓ 対象となる設備要件

○機械及び装置の取得価額は単品 160 万円以上で販売開始時期は 10 年以内です

○器具及び備品の取得価額は単品 30 万円以上で販売開始時期は 6 年以内です

※モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が
年平均 1% 以上向上し、平成 30 年度末までに取得したものが対象となります。

※なお、生産等設備を構成するものであること、中古・貸付資産でないことが
要件となります。

✓ 本証明書は、原則、経済産業大臣に「中小企業等経営強化法」の計画申請を行う前に必要です。計画内容に新規設備投資を予定している事業者は、申請前に本証明書の発行を依頼し、入手する必要があります。

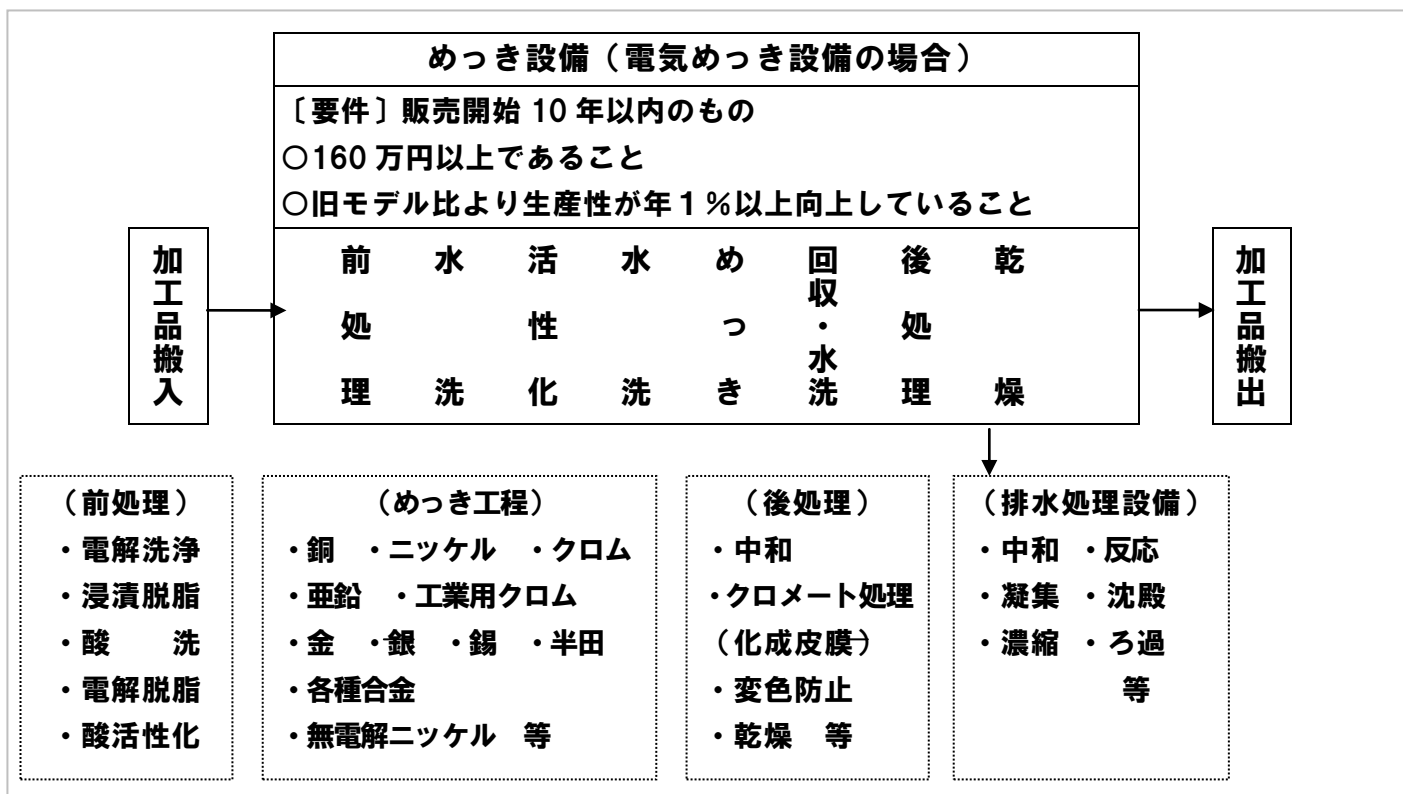
✓ そして大臣に計画を申請する際には、本証明書など経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（写し）が必要となります。

✓ 認定後、税務署及び市町村に申告する際には、納税書類とともに、本証明書の写し、計画認定書の写し、計画申請書の写しの添付が必要となります。原本は事業者で保管して下さい。

対象設備及び証明書発行の流れ

1. 機械装置（表面処理装置、付属設備、排気設備、造排水設備等）

対象となる「表面処理設備」は次のとおりです。



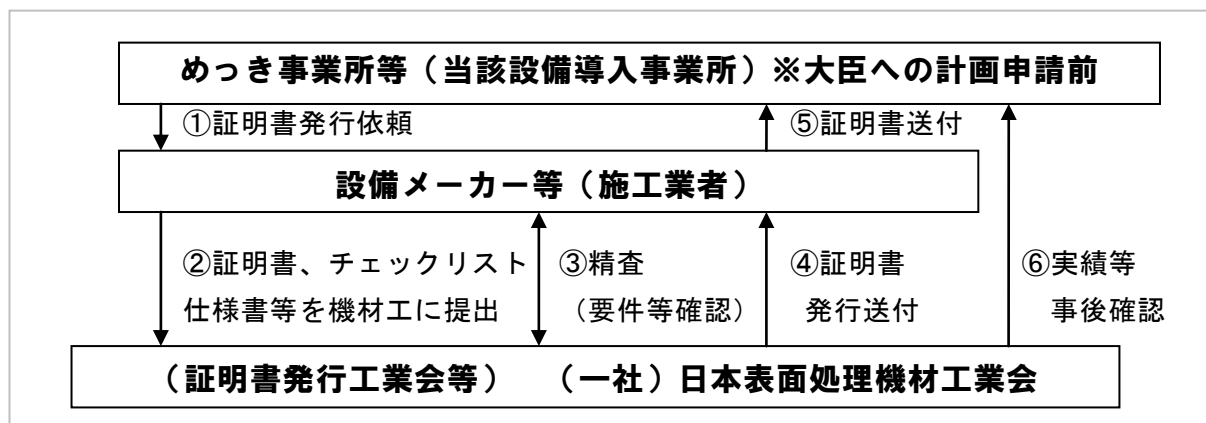
※上記設備にろ過器、整流器、電源装置、制御盤、造水設備、配管、ポンプ等の付帯設備を含む。

上記のライン設備一式及び各工程の装置等と環境保全設備等（排気・排水処理設備 等。）

2. 器具及び備品

対象は「加熱冷却機器、ろ過器、分析機器、ポンプ、付属機器、測定機器 等」

3. 証明書発行のイメージは次の通りです。



（発行手続きのポイント１）提出する証明書の様式と添付資料について

証明書を発行するには、当該設備を製造した設備メーカーが提出してください。
様式は電子メールでお問い合わせいただくか、（一社）日本表面処理機材工業会のホームページからダウンロードできます。（URL <http://kizaikou.or.jp>）

指定様式と提出する添付書類等は次の３つです。

- ✓ 証明書（様式１（ワード））
- ✓ チェックリスト（様式２（エクセル））
- ✓ 添付書類（必ずご確認をお願い申し上げます。）

■ 証明書とチェックリストに添付する書類

①当該設備の図面と仕様書

②生産性を比較する積算、指標など根拠となるもの（必ず新旧設備の指標比較表を添付下さい（様式は自由ですが 10 頁のイメージ表でご提出下さい））

③比較元となる旧モデルの図面と仕様書

※比較すべき旧モデルが全くないめっき装置を取得した場合について

基本的には比較指標に基づき証明書を発行するため、申請される設備メーカー等は類似機能・性能を有する設備の図面、仕様書等を用意していただき、生産性向上要件につきましては、できる限り、当該設備との比較を行うようお願い申し上げます。

この点につきましては、機材工までご相談ください。

■ 注意事項

①中古機械は対象外です。

②申請者は原則、設備メーカーですが、商社や代理店等で正確な申請が可能であれば受付可能です。

③また、計画申請者が自ら製作した機械装置等も可能となります。

④生産性の要件

単位時間あたりの生産量、精度、エネルギー効率等（一代前のモデルと比較。現在使用しているモデルとの比較ではない）となります。

⑤リースの場合は、リース見積書とリース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書もあわせて提出して下さい。

⑥オペレーティングリース、資本的支出は対象外となります。

○様式１に社印または代表者印を押印してご提出をお願いします。（手書不可）。

○提出する際、様式１と２のほか、生産性の比較の裏付けとなる書類

（新旧設備の図面、仕様書等）、比較指標とその根拠となった指標の説明資料等を添付下さい。

○特に、様式２に記した比較指標と 10 頁の「比較指標の参考例」の数値は、必ず整合するようお願い申し上げます。

様式 1－証明書（ワード／「機械及び装置」・「器具及び備品」共通）

（様式 1）

（一社）日本表面処理機材工業会指定用紙	
整	理 番 号
① ソフトウェア以外の場合 ☐	
② ソフトウェアである場合 ☐	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

当 該 設 備 の 概 要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該 当 要 件	一定期間（注 1）内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度（西暦）： 年度（注 2） ②取得（予定）日を含む年度： 年度（注 2） ②－①＝ 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均 1%以上向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合 には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

（注 1）一定期間は、機械装置：10 年、工具：5 年、器具・備品：6 年、建物附属設備：14 年、ソフトウェア：5 年とする。

（注 2）年度とは、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について
確認し、該当要件を満たしていることを証明し
ます。

西暦 年 月 日
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 2-13-8

一般社団法人 日本表面処理機材工業会

会長 後藤 邦之 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明
します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名： 印

（ 担当者氏名： _____
所 属： _____
担当者連絡先（電話番号）： _____ ）

本紙コピー
による利用
は不可です

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変 更 事 項 （ 注 3 ）	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）

（注 3）経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化
税制及び地方税法附則第 15 条 43 項及び 47 項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件
（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の
価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

様式２－チェックシート（エクセル）

【様式2】

【チェックリストのイメージ】

		設備メーカ（製造事業者）記入欄		証明者 チェック欄
		1. 該当	2. 非該当	
該 当 要 件	販売開始要件の確認	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年 ②－①＝ 年 が一定期間（※2）の要件内		
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> （※）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 2. 精 度 *以下に具体的に記入する 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する 4. その他 *以下に具体的に記入する <指標数値>※比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： （販売開始年度） （ ） ○当該モデル： <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年 平 均： %		本紙コピー による利用 は不可です
該当要件への当非		1. 該当	2. 非該当	

（※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

（※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

（発行手続きのポイント２）証明書の記載方法について

（様式１）機械及び装置の記載例

（様式１）

- ① ソフトウェア以外の場合にチェックを入れて下さい。

（一社）日本表面処理機材工業会指定用紙	
整 理 番 号	記入しないで下さい
① ソフトウェア以外の場合	☐
② ソフトウェアである場合	☐

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	めっき設備 等
	設備の名称	〇〇〇〇装置
	設備型式	製造者の設備型式を記入して下さい
	本社名・事業所名	〇〇〇めっき株式会社××工場（設置される会社・工場名です）

めっきライン及び付帯機器をご記入下さい

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間（注１）内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度（西暦）： 年度（注２） ②取得（予定）日を含む年度： 年度（注２） ②－①＝ 年	本社、工場、事業所名を記載下さい
	「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均１％以上向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当	
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

（注１）一定期間は、機械装置：１０年、工具：５年、器具・備品：６年、建物附属設備：１４年、ソフトウェア：５年とする。

（注２）年度とは、その年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-13-8

一般社団法人 日本表面処理機材工業会

会長 後藤 邦之 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：

社印
代表社印

印

（ 担当者氏名：

所 属：

担当者連絡先（電話番号）：

【経営力向上計画に係る認定申請書における「８．経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「３．先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更事項 （注３）	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）

（注３）経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第 15 条 43 項及び 47 項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

(様式1) 器具及び備品の記載例

(様式1)

② ソフトウェア以外の場合にチェックを入れて下さい。

(一社) 日本表面処理機材工業会指定用紙	
整 理 番 号	記入しないで下さい
① ソフトウェア以外の場合	☐
② ソフトウェアである場合	☐

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

器具、備品名
をご記入下さい

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	試験器、測定器、整流器、濾過器、乾燥機、加熱冷却器 等
	設備の名称	〇〇〇〇装置
	設備型式	製造者の設備型式を記入して下さい
	本社名・事業所名	〇〇〇めっき株式会社××工場(設置される会社・工場名です)

本社、工場、
事業所名を記
載下さい

〇上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウェア:5年とする。
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 2-13-8

一般社団法人 日本表面処理機材工業会

会長 後藤 邦之 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名: 印

社印
代表社印

(担当者氏名: _____
所 属: _____
担当者連絡先(電話番号): _____)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

【様式2】

(※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

(※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

（発行手続きのポイント3）比較指標の記載・参考例について

- 申請される方は、生産効率、精度、エネルギー効率等の指標をご検討の上、
「旧モデル」と比較して「年平均1%以上」を達成できるか、そして間接的に証明
できる根拠となる比較指標などの資料、図面と仕様書等を添付して申請下さい。
- 下表は生産効率とエネルギー効率を旧モデルと比較した例です。これを参考に、
設備メーカー等は比較表を作成し、機材工にご提出ください。

〔生産性向上仕様〕 生産量(サイクル)比較 <比較指数:生産効率>

〇〇処理時間が旧設備の〇〇分に対し、新設備は〇〇分に短縮されたことにより生産機能が向上

旧設備	2010 年度販売
サイクルタイム : [分]60/23	2.61
生産時間 [月]	336

新設備	2015 年度販売
サイクルタイム : [分]60/20	3.00
生産時間 [月]	336

生産量 [サイクル×生産時間]	876.52
-----------------	--------

生産量 [サイクル×生産時間]	1008.00
-----------------	---------

比較根拠	876.52	①
------	--------	---

比較根拠	1008.00	②
------	---------	---

旧設備から新設備までの年数	5	③
---------------	---	---

年率換算 $(② - ①) \div ① \div ③ \times 100$
 $(1008.00 - 876.52) \div 876.52 \div 5 \times 100$
 生産効率 年率 3.00 % の向上

〇〇の採用によるバレルめっき装置処理量の比較 <比較指数:生産効率 [生産高向上]>

旧設備	2010 年度販売
サイクルタイム : [分/サイクル]	10.00
一時間あたりのサイクルタイム	6.00
処理量 kg [投入量/1バレル]	30.00

新設備	2015 年度販売
サイクルタイム : [分/サイクル]	8.00
一時間あたりのサイクルタイム	7.50
処理量 kg [投入量/1バレル]	30.00

一時間あたりの処理量 kg	180.00	①
---------------	--------	---

一時間あたりの処理量 kg	225.00	①
---------------	--------	---

旧設備から新設備までの年数	5	③
---------------	---	---

年率換算 $(② - ①) \div ① \div ③ \times 100$
 $(225.00 - 180.00) \div 180.00 \div 5 \times 100$
 生産高 年率 5.00 % の向上

旧式から導入した装置の省エネルギー効果比較 (整流器) <比較指標:エネルギー効率【消費電力量換算】>

【特徴】めっきラインの〇〇部を△△の導入によって整流器の電圧を下げたため、消費電力が削減された

比較工程 (亜鉛-鉄)	整流器		備考
	電圧	電流	
脱脂	8V	4000A	
脱脂	6.5V	4000A	
〇ライン	8V	4000A	
〇ライン	6.5V	4000A	
△ライン	8V	4000A	
△ライン	6.5V	4000A	

旧式モデル 2012年度販売	
台数	消費電力量 [Kw]
1	3.20
6	19.20
5	16.00
12	38.40

当該モデル 2014年度	
台数	消費電力量 [Kw]
1	2.60
6	15.60
5	13.00
12	31.20

ライン全体での電気量

名称	電気量
制御盤・付帯盤	20.00
スクラパー	20.00

旧式モデルによるライン電気量合計値 [kw] (①+③+④) 78.4 ⑤

新式モデルによるライン電気量合計値 [kw] (②+③+④) 71.2 ⑥

旧式モデルから 新式モデルまでの年数	2	⑦
-----------------------	---	---

一年あたりの電気量削減率 (生産性向上率)

$(⑤ - ⑥) \div ⑤ \div ⑦$

4.59%



一般社団法人日本表面処理機材工業会

Japan Surface Finishing Suppliers Association

**「中小企業等経営強化法」に係る支援措置
新たな「機械及び装置」「器具及び備品」投資に係る税制の特例ご利用の手引き**

証明書発行等についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい

平成30（2018）年 06月 （改01 2019年（令和元年）06月）

発行者 （一社）日本表面処理機材工業会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-13-8

電 話 03-3665-0981

FAX 03-3665-0983

メール info01@kizaikou.or.jp

URL <http://kizaikou.or.jp>

（ 本手引書は、制度の情報提供と利用方法を目的に作成したものです。
制度の利用にあたっては、公認会計士・税理士先生とご相談下さい。 ）